

藤沢市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「総合事業実施要綱」という。)第4条第1項第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント事業(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業の実施要綱(平成28年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号)及び総合事業実施要綱の例による。

(事業の目的)

第3条 本事業は、第4条に規定する対象者がその心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、総合事業実施要綱に規定する事業等を包括的かつ効率的に利用できるよう必要な援助を行うことにより、要介護状態になることをできる限り防ぎ、または要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぎ、もって地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、総合事業実施要綱第5条に規定する者とする。

(事業実施者)

第5条 本事業は、地域包括支援センターが実施する。

- 2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、本事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。ただし第7条第2号に規定する介護予防ケアマネジメント B 及び第7条第3号に規定する介護予防ケアマネジメント C については、原則として本事業の委託を行わないものとする。
- 3 前項の規定により本事業の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業の中立性及び公正性の確保を図るため、委託先の選定にあたっては藤沢市介護保険運営協議会の議を経なければならない。
- (2) 本事業が適切かつ効率的に実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮しなければならない。
- (3) 委託先は、本事業の実施に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならない。
- (4) 本事業を実施する介護支援専門員にこの要綱の規定を遵守させるべく、委託先に対して必要な措置を講じなければならない。

(事業の基本方針)

第6条 本事業は、第3条の目的に沿って適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の介護予防に資する活動等の場が、多様な事業者から包括的かつ効率的に提供されるものでなければならない。

- 2 本事業の課程においては、適切なアセスメントの実施により対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者本人がそれを理解した上で、必要なサービス等を主体的に利用して当該目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス等の利用について検討し、介護予防ケアプラン等を作成するものとする。
- 3 地域包括支援センター及び第5条第2項の規定により本事業の一部委託を受けた指定居宅介護支援事業者（以下「事業実施者」という。）は、本事業の実施に当たっては、対象者の意思及び人格を尊重し、常に対象者の立場に立って対象者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の総合事業実施事業者（総合事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 事業実施者は、自らが指定介護予防支援事業者として行う指定介護予防支援と緊密に連携しつつ、本事業を実施しなければならない。

(事業の種類)

第7条 本事業は、次に掲げるいずれかの種類により実施する。

- (1) 介護予防ケアマネジメント A（原則的な介護予防ケアマネジメント）

介護予防支援給付に対するケアマネジメントプロセスと同様、アセスメントによって介護予防ケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。モニタリングについては少なくとも1か月（3か月に一回は対象者の居宅を訪問して対象者と面接する）ごとに行い、対象者の状況等に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制を整えるものとする。

- (2) 介護予防ケアマネジメント B (簡略化した介護予防ケアマネジメント)
アセスメントからケアプラン原案作成までは、ケアマネジメント A と同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプラン変更等を行う。また対象者の状況に変化があった際に、適宜サービス提供者等から事業実施者に連絡することができるよう体制を整えるものとする。
- (3) 介護予防ケアマネジメント C (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
ケアマネジメントの結果、対象者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果を対象者に説明し、理解してもらった上で、住民主体の支援等につなげる。その後は、モニタリング等を行わない。ただし、対象者の状態等に応じた適切なサービス提供につながるよう、ケアマネジメント結果については、適宜サービス提供者と情報共有を図るものとする。また対象者の状況に変化があった際に、適宜サービス提供者等から事業実施者に連絡することができるよう体制を整えるものとする。

(従業者の健康管理)

第 8 条 事業実施者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第 9 条 事業実施者の担当職員その他従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た対象者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。当該職員がその職を離れた後も同様とする。

- 2 事業実施者は、サービス担当者会議等において、対象者の個人情報を用いる場合は対象者の同意を、対象者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情処理)

第 10 条 事業実施者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防ケアプラン等に位置づけた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動に対する対象者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し

なければならない。

- 3 事業実施者は、提供した介護予防ケアマネジメントに係る対象者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業実施者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業実施者は、対象者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市及び対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 事業実施者は、対象者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第12条 事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染症予防、まん延防止の対策)

- 第13条 事業実施者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。
- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会を概ね6か月に1日以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症防止、まん延防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業実施者は、職員に対し、感染症予防又はまん延防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業実施者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業実施者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(苦情・ハラスメント対応)

第15条 事業実施者は、苦情・ハラスメント対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情・ハラスメントの申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。また、利用者及び利用者の家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者は、提供された介護予防支援や支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合は、事業実施者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができる。また、国民健康保険団体連合会に対しても、介護予防支援に関する苦情を申し出ることができるものとする。

3 事業実施者は、利用者が苦情・ハラスメント申し出等を行ったことを理由として何等かの不利益な取り扱いをすることはしないものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第16条 事業実施者は、本事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止又は休止しようとする年月日。
 - (2) 廃止又は休止しようとする理由。
 - (3) 現に介護予防ケアマネジメントを受けている者に対する措置。
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間。
- 2 事業実施者は、前項の規定による本事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該介護予防ケアマネジメントを受けていた者であって、本事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防ケアマネジメントに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必

要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントの事業実施者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(事業の中止)

第17条 市長は、対象者が次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止させることができる。

- (1) 対象者が第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他、利用が的確でないと判断されるとき。

(介護予防ケアマネジメント費)

第18条 市長は、地域包括支援センターに対し、本事業の実施に係る費用を支払う。

2 費用の額は、次に定める単位数に、それぞれ1単位当たりの単価を乗じて算定するものとする。

(1) 基本委託料 (1月につき)

ア 介護予防ケアマネジメントA	442単位
イ 介護予防ケアマネジメントB	400単位
ウ 介護予防ケアマネジメントC	442単位

(2) 初回加算 300単位

注 新規に介護予防ケアプラン等を作成する対象者に対し介護予防ケアマネジメントを実施した場合又は過去2月以上介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、初回加算として1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300単位 (介護予防ケアマネジメントAのみ)

注 指定介護予防支援事業所が対象者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所 (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)に委託する際、当該対象者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

(4) 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1相当の単位数

注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12

年厚生省告示第 19 号) により、厚生労働大臣が認める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 3 前項の 1 単位当たりの単価は、10 円に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価 (平成 24 年厚生労働省告示第 94 号) に定める藤沢市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 市長は、法第 115 条の 47 第 6 項の規定に基づき費用に係る審査及び支払の事務を、神奈川県国民健康保険団体連合会 (以下「連合会」という。) に委託して行う。
- 6 第 6 条第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターが本事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した時の原案作成委託料については、地域包括支援センターと一部委託を受けた指定居宅介護支援事業者との契約に基づき算定された当該指定居宅介護支援事業者分の額を、神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険保険者事務共同処理業務規則に基づき連合会が当該指定居宅介護支援事業所に支払う。
- 7 市長は、第 5 項に規定する連合会への委託の範囲を超えた審査及び支払に関する事務については直接行う。

(記録の整備)

第 19 条 事業実施者は、利用者に対する本事業の提供に関して、次に掲げる記録を整備するものとする。

- (1) 指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳
 - ア 介護予防サービス・支援計画書
 - イ アセスメントの結果の記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ 評価の結果の記録
 - オ モニタリング結果の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 前項の記録については、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(返還)

第20条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により費用の支払を受けた者があるときは、支払った費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告・調査等)

第21条 市長は、必要と認めるときは、事業実施者に対して本事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

2 事業実施者は、市長が行う指導を遵守しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項第1号に規定する藤沢市介護予防ケアマネジメント事業業務の一部を委託する場合の介護保険運営協議会の議について、平成28年9月末までに指定介護予防支援の一部委託について介護保険運営協議会の議を経た指定居宅介護支援事業者については、藤沢市介護予防ケアマネジメント事業業務の一部委託についての議を経た者とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。